

北中城村上下水道料金等審議会 審議事項 概要版【下水道事業】

北中城村上下水道課

はじめに～料金改定の背景～

現在、本村下水道事業においては、収益の柱である下水道使用料収入が下水道事業費用の3分の1未満にとどまり、一般会計からの繰入金によって経営を維持している状況にあります。

このような状況の中、昨今の物価高騰の影響による人件費や維持管理費用等の増加により、このままでは、今後の経営はより悪化することが見込まれています。

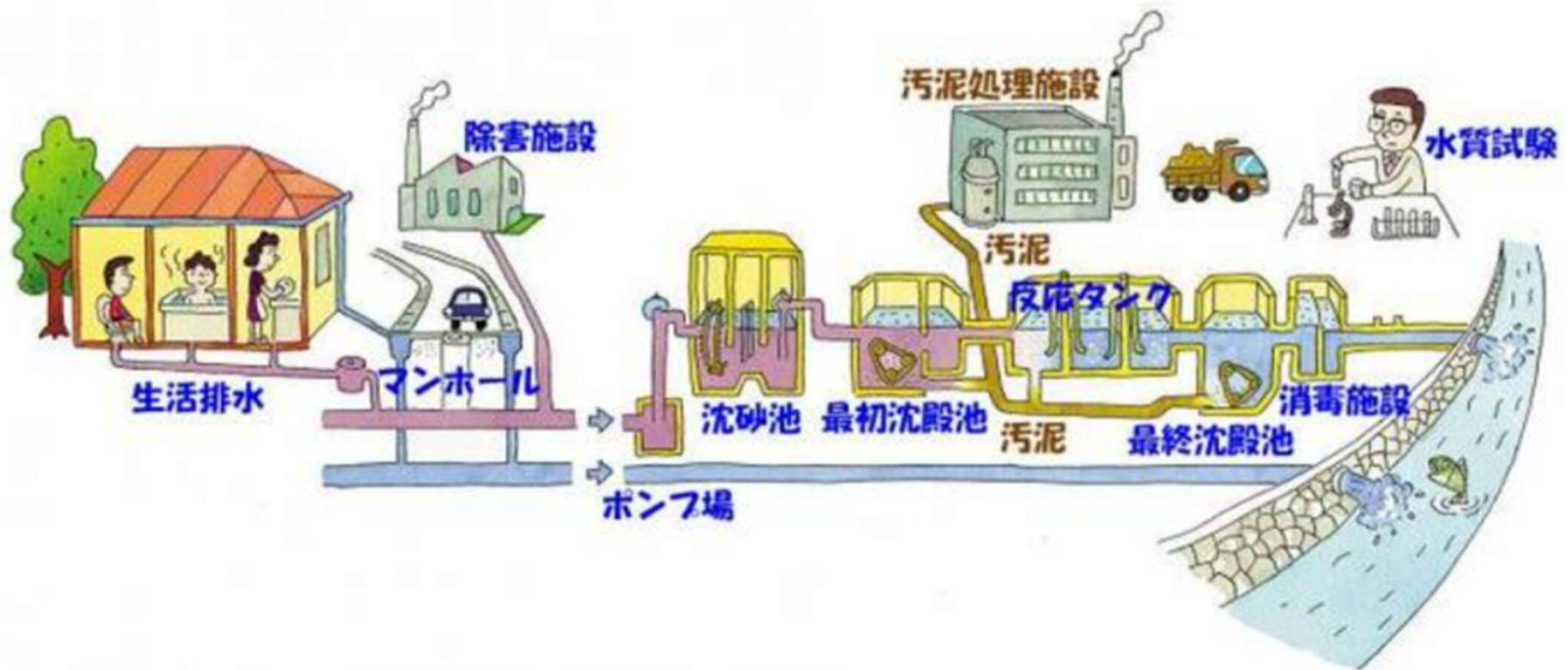
さらに、将来的には、施設の老朽化や耐震化対策などの施設更新費用の増加も見込まれるため、現在の上下水道料金体系では、これらの更新費用を賄うことが極めて厳しい状況となっています。

本村では、このような状況を踏まえ、平成31年3月及び令和2年3月に策定した下水道及び水道事業に係る経営戦略について、本年3月に見直しを行ったところでありますが、経営戦略の柱となる投資・財政計画の収支均衡を図るには、下水道料金の改定が必要不可欠との判断に至りました。

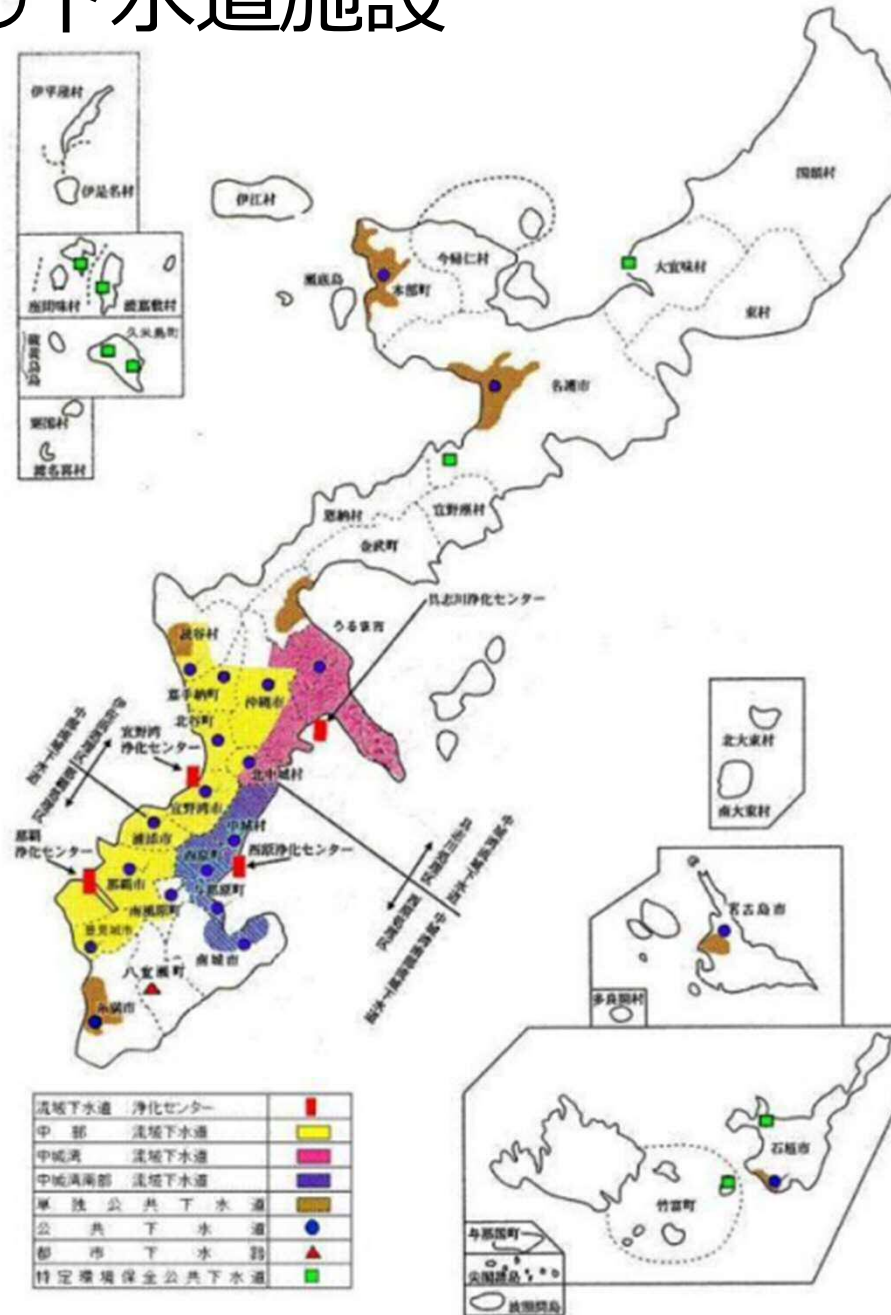
下水道事業について

1 北中城村下水道事業の現状と課題

下水道の仕組み（イメージ図）

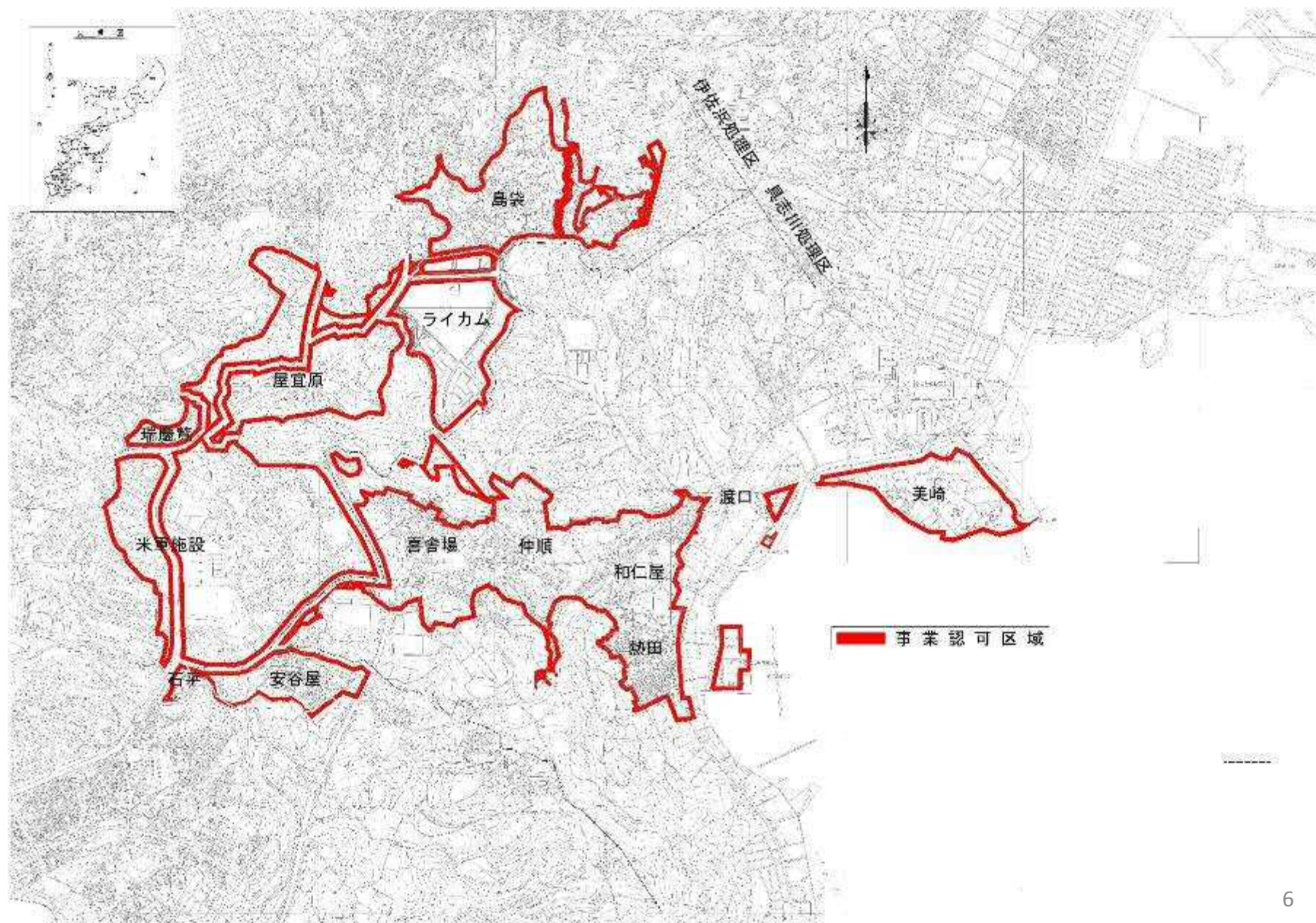


沖縄本島の下水道施設



(「沖縄県HP」から引用)

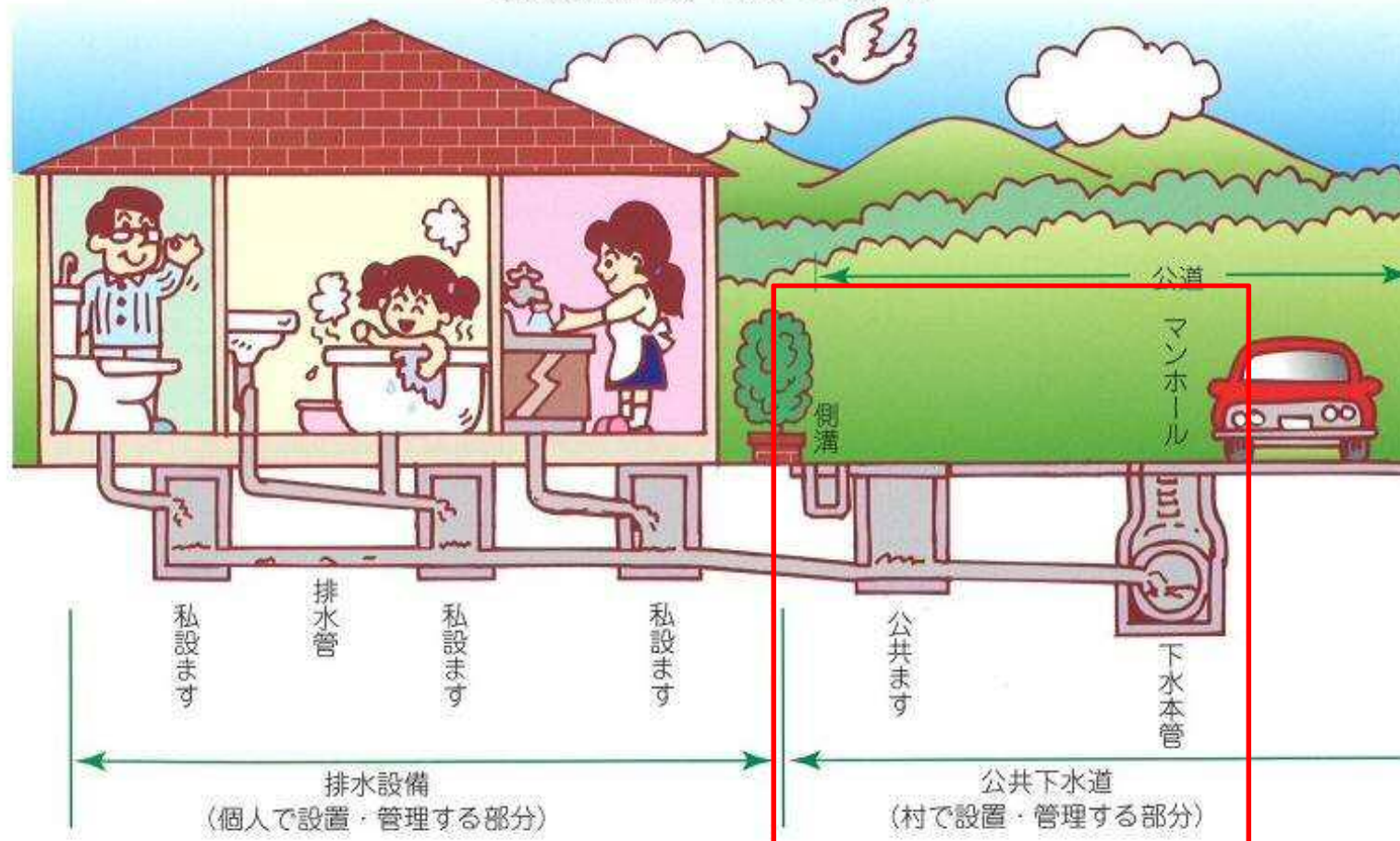
北中城村の下水道施設



下水道接続について

排水設備の設置例

(分流式公共下水道の場合)



 の部分について村で整備及び維持管理を行っております。

北中城村下水道事業の概要

項目	令和6年3月時点の値
①供用開始年月 (下水処理を開始した日)	平成9年4月1日
②全体計画面積 (下水道整備対象の区域面積)	611 ha
③現在処理区域面積 (①のうち下水処理開始区域面積)	420 ha
④整備率(=③/②×100) (全体計画面積に対する現在処理区域面積の割合)	68.7 %
⑤行政区域内人口 (本村に住居している人口)	17,944 人
⑥現在処理区域内人口 (⑤のうち処理区域内の人口)	11,650 人
⑦下水道普及率(=⑥/⑤×100) (行政区域内人口に対する現在処理区域内人口の割合)	64.9 %
⑧現在接続人口(水洗化人口) (⑥のうち実際の下水道接続人口)	8,693 人
⑨接続率(水洗化率)(=⑧/⑥×100) (現在処理区域内人口のうち現在接続人口の割合)	74.6 %
⑩年間有収水量(=年間処理水量) (料金徴収の対象となった水量(=処理した水量)※有収率100%)	1,456,856 m ³
⑪管きょ延長 (下水を流すための管路の総延長)	58 km
⑫固定資産総額 (土地、管きょ等の事業用資産の現在額)	6,584 百万円

北中城村下水道事業の経営状況

経営状況の推移

単位：百万円

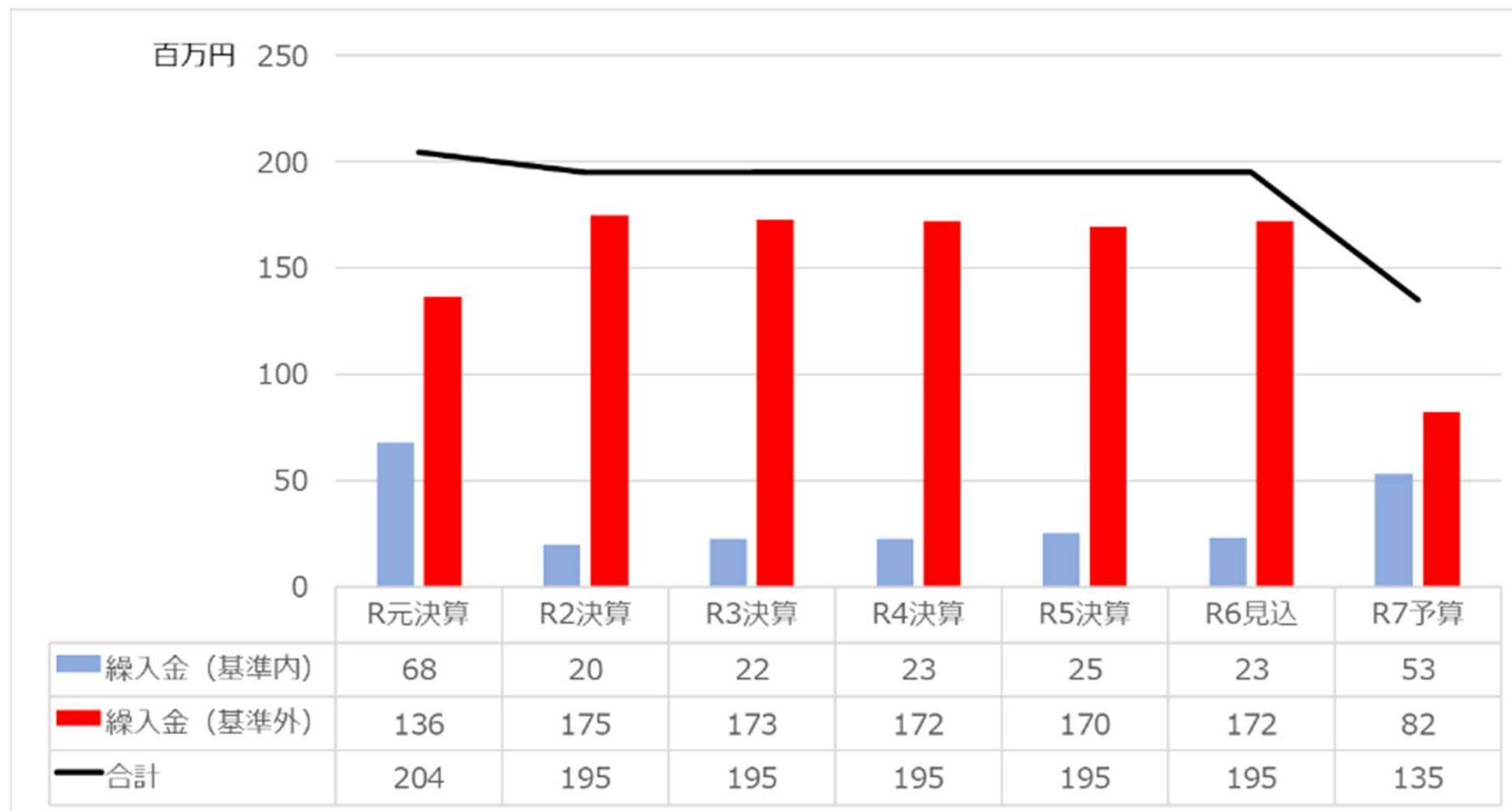
項目	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6見込	R7予算
①総収益	375	357	363	365	363	389
下水道使用料	119	115	118	118	112	114
繰入金(基準内)※1	16	17	17	18	19	42
繰入金(基準外)※1	83	68	68	67	66	43
その他収益	157	157	160	162	166	190
②総費用	325	333	329	330	358	405
維持管理負担金※2	67	65	72	73	77	77
減価償却費	171	178	180	182	187	193
その他費用	87	90	77	75	94	135
当年度純利益①-②	50	24	34	35	4	△16
資金残高	108	121	133	127	104	40

※1 一般会計からの繰入金は、総務省からの通知に基づく基準内繰入金（交付税措置あり）と、通知に基づかない基準外繰入金（交付税措置なし）があります。

※2 維持管理負担金とは、沖縄県流域下水道事業に対して支払う汚水処理に係る負担金です。

課題：一般会計繰入金の増加

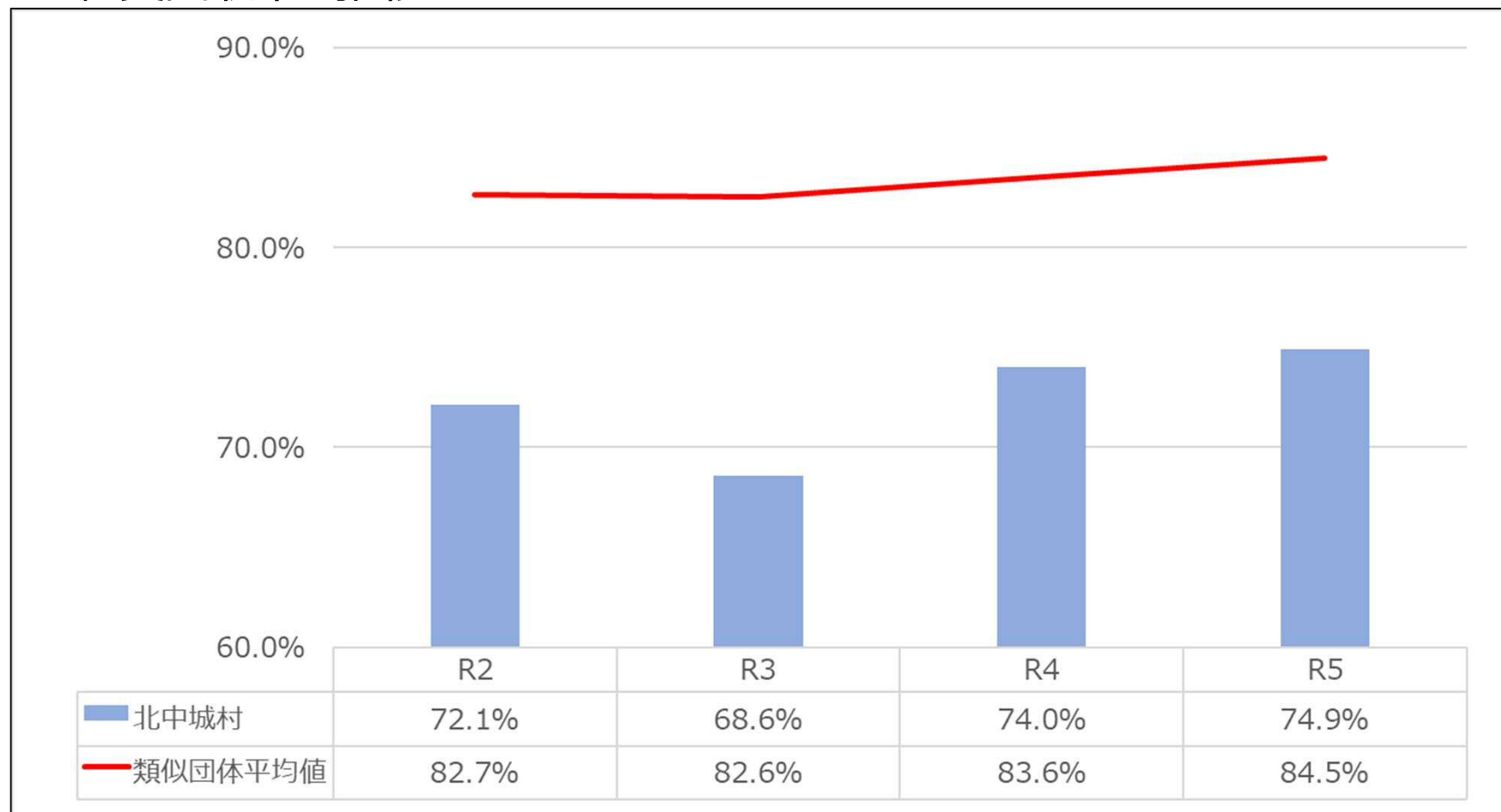
一般会計からの繰入金の推移（収益分＋資本分）



地方公営企業の独立採算の原則により、本来、基準外の一般会計繰入金は望ましくありませんが、本村下水道事業においては、実態として使用料で費用を賄うことができないため、一般会計から多額の基準外繰入金を受け入れている状況にあります。

課題：経費回収率の低迷

経費回収率の推移



経費回収率とは、汚水処理に係る費用のうち、下水道使用料で賄われている割合を示したものです。当該比率が低い場合は、下水道使用料で必要な経費が賄えず、一般会計からの基準外の繰入金が必要となるため、健全な経営とは言えません。このため、国は経費回収率が100%に達していない事業については、20m³で3,000円（1m³150円）まで下水道使用料単価を引き上げることが望ましいとの通知を行っています。

【説明】受益者負担について

行政区域内人口17,944人

下水道処理区域
処理区域内人口11,650人
うち接続人口 8,693人

本来、下水道事業に要する費用は、下水道を使用する者が負担するという受益者負担が原則です。これを、下水道使用料収入だけでは採算がとれないため、一般会計から繰入金（基準外）を受け入れているといことは、

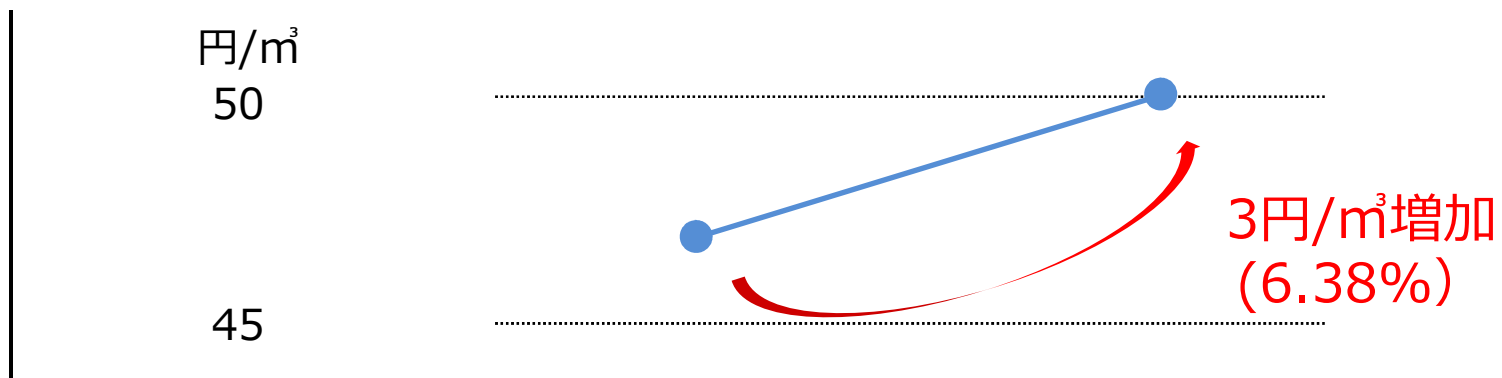
→ 結果的に、下水道処理区域に含まれない村民も下水道事業費用を負担していることになり、不公平が生じます。

→ 本来、下水道事業以外の事業に充てられるべき一般財源が、下水道事業に充てられることで、将来的に必要な行政サービスが提供できなくなる恐れがあります。

課題：沖縄県の維持管理負担金の値上げ

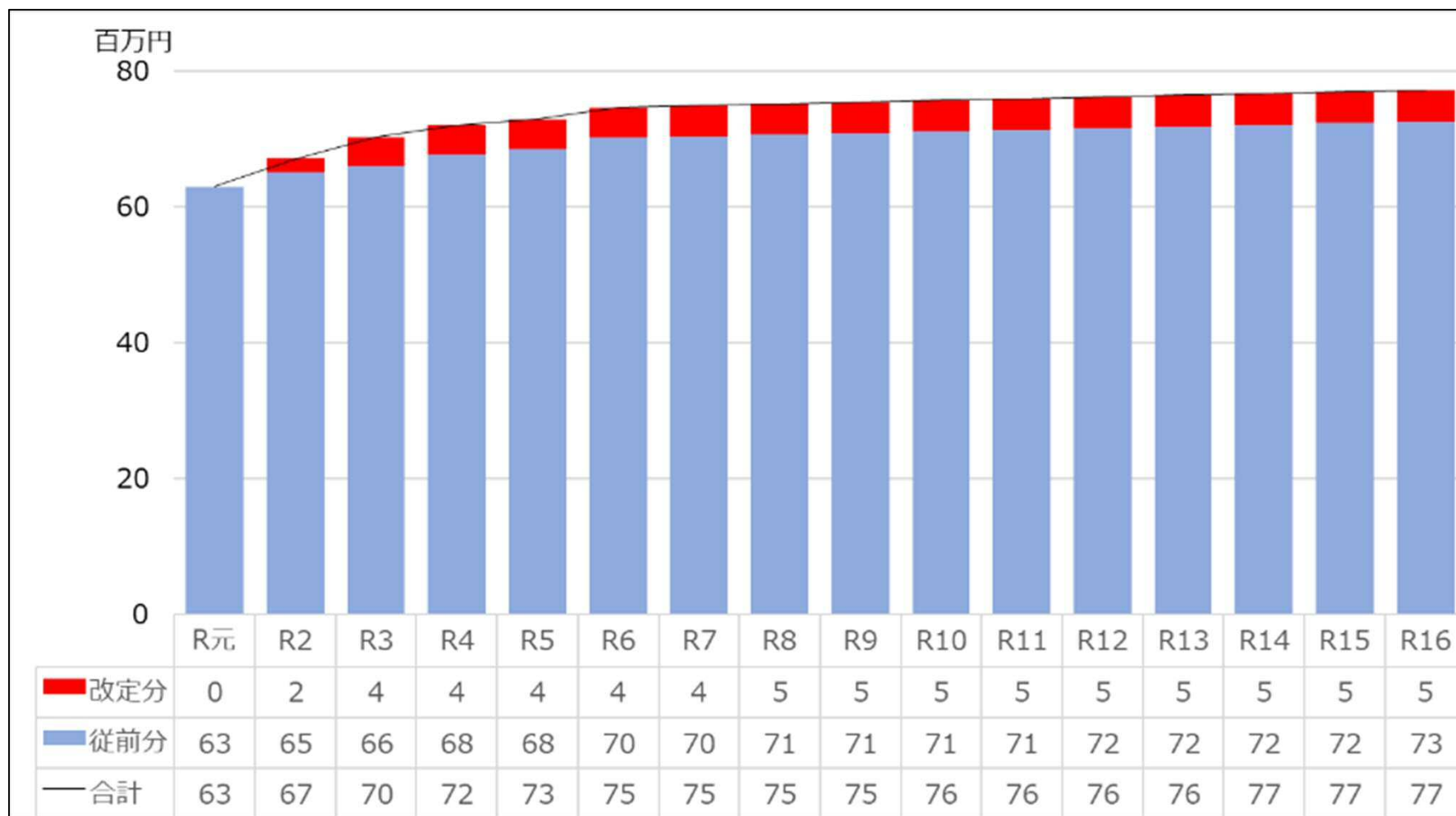
沖縄県へ支払う維持管理負担金（消費税抜）

項目	改定前	改定後 令和2年10月
維持管理負担金単価	47円/m ³	50円/m ³
増加額 (増加率)	-	3円/m ³ (6.38%)



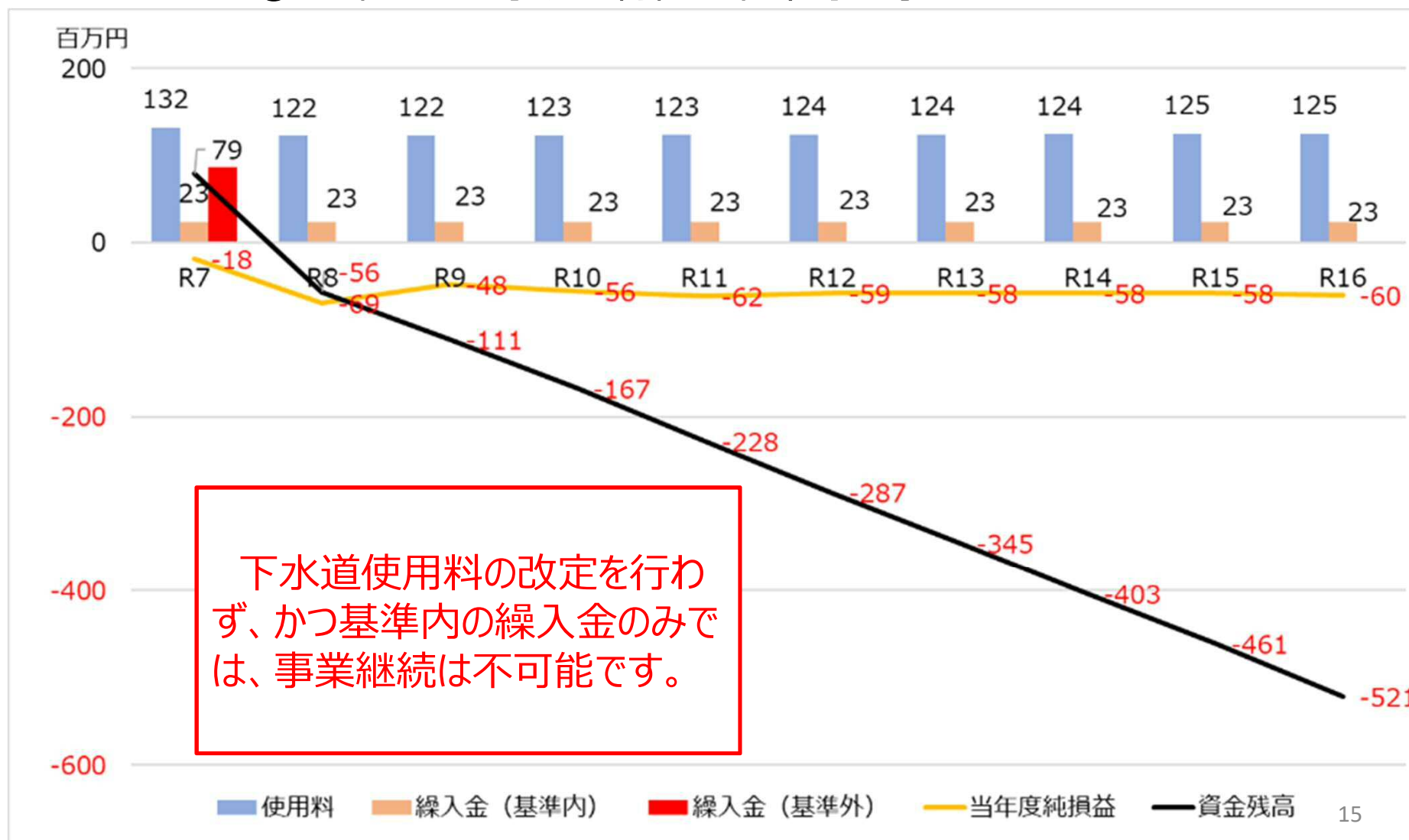
本村下水道事業において、沖縄県へ支払う維持管理負担金が令和2年10月から1m³あたり3円増加しているものの、当該増加分をこれまで本村の下水道使用料に転嫁することができず、本村において負担している状況にあります。

維持管理負担金の見通し(～R5:決算額 R6～:見込額)



課題：経営の見通し

- 前提条件 ①下水道使用料の改定なし
②R8以降、一般会計からの繰入金は基準内のみ
③その他、人口予測や物価上昇率等を考慮



課題：老朽化管路の更新の必要性



令和7年1月 八潮市（埼玉県）下水道管陥没事故
（「読売新聞オンライン」から引用）

○下水道管路の劣化・老朽化は、腐食または経年により進行し、破損による道路陥没によって人身事故や交通阻害等を引き起こします。

○また破損に伴う溢水や漏水が発生し、公衆衛生上も問題となります。

○このため、将来的には、計画的に老朽化管路を更新していく必要があります。

課題：管路・施設の耐震化の必要性

北中城村下水道事業耐震化率

避難所等の重要施設に接続する 下水道管路の耐震化	令和6年度末時点
対象全延長	10.27km
耐震性能確保済みの延長	4.11km
耐震化率	40.0% (R5全国平均51%)

○北中城村内では、災害に強く持続可能な下水道システムの構築に向け、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する下水道管路について、耐震化を行う必要があります。

避難所等の重要施設

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水道共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	23施設	【村指定避難所】 ①北中城小学校 ②北中城中学校 ③北中城子ども園 ④中央公民館 ⑤仲順児童館 ⑥島袋児童館 ⑦喜舎場保育所 ⑧島袋公民館 ⑨瑞慶覧公民館 ⑩安谷屋公民館 ⑪県営北中城団地集会所 ⑫社会福祉センター ⑬北中城村民体育館 ⑭喜舎場公民館 ⑮仲順公民館 ⑯熱田公民館 ⑰和仁屋公民館 ⑱渡口公民館 ⑲屋宜原公民館 ⑳石平公民館 ㉑美崎集会所 【防災拠点】 ㉒北中城村役場 【医療機関】 ㉓中部徳洲会病院 ※一部下水道未整備箇所も含まれております。 事業認可を受けているが整備には至っていない地区【安谷屋・石平・瑞慶覧・屋宜原】

2 下水道使用料改定案について

審議会で検討した下水道使用料改定案

【当初の改定案】

基準内の一般会計繰入金のみで経営を維持しようとした時の改定幅が大きくなりすぎるため、以下の改定案に基づき改定を行った上で、使用料改定分で不足する額については基準外の繰入金を充てることとする。

改定案① 経営戦略採用案

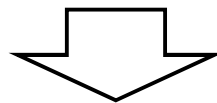
使用料単価を現行水準から34.25%引き上げ

改定案② 沖縄県維持管理負担金単価改定案

使用料単価を現行水準から6.38%引き上げ

改定案③ 国要請案

使用料単価を150円/m³（84.52%）に引き上げ



検討の結果、下水道経営と受益者負担のよりバランスのとれた案について、改めて検討することとなった。

【新改定案】

使用料で不足する額の全額を一般会計からの繰入によることなく、繰入金総額を令和7年度当初予算1億3,500万円をベースに、令和8年度同額、令和9年度以降はこのうち基準外繰入金について毎年度5%ずつ減少させる。

基地分については、関係市町村との協定により定まっているため、今回の改定から除外する。

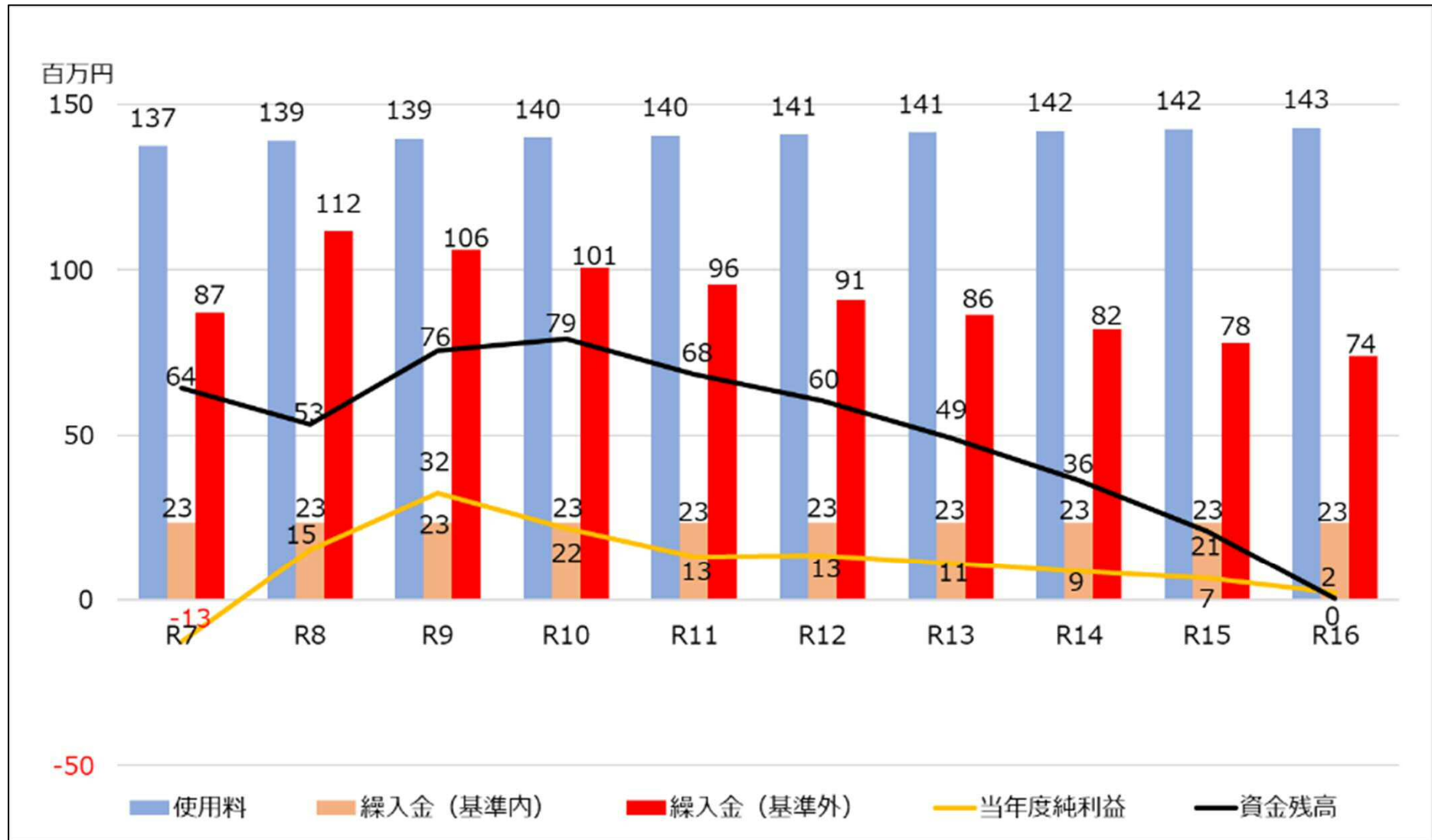
改定案④計画最終年度における資金残高が0百万円となる案
使用料単価を現行水準から20.50%引き上げ

改定案⑤家庭用20m³当たりの下水道使用料が県平均1,422円となる案
使用料単価を現行水準から24.00%引き上げ

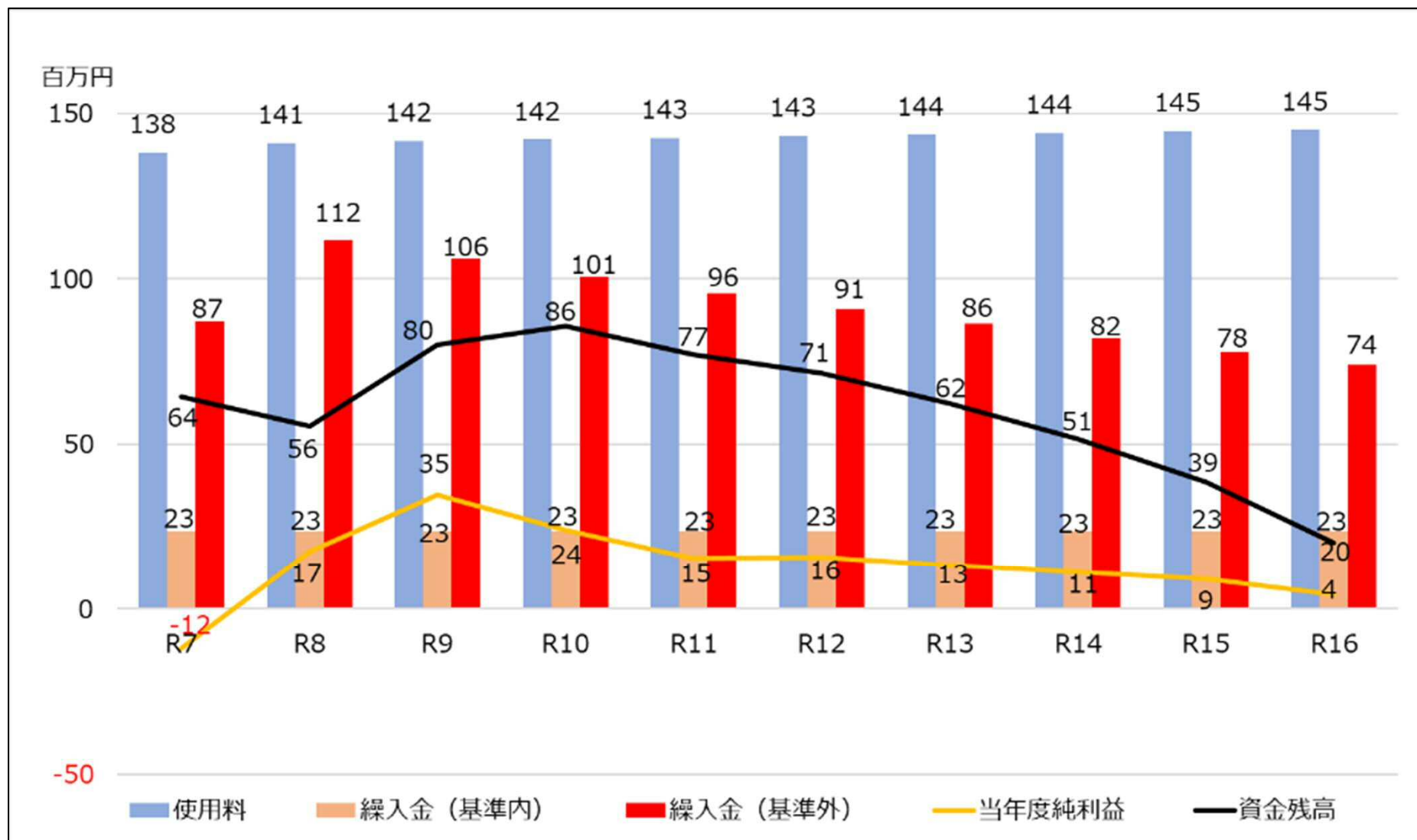
※上記案について、基本料金を改定する場合・しない場合、定率で改定する場合・定額で改定する場合の複数のパターンについて検討した。

下水道使用料改定後の経営の見通し(R8.1改定案)

改定案④使用料単価を現行水準から20.50%引き上げ



改定案⑤使用料単価を現行水準から24.00%引き上げ



下水道使用料改定に係る審議内容

改定案	評価	内容
改定案④ 20.50%	△	経営を維持するための計画期間の基準外繰入金の累計受入額は約907百万円に対し、受益者負担分は1,406百万円（161百万円増加）となっているが、計画最終年度の資金残高が0となることから、健全な事業運営に懸念がある。
改定案⑤ 24.00%	○	経営を維持するための計画期間の基準外繰入金の累計受入額は約907百万円に対し、受益者負担分は1,426百万円（181百万円増加）となり、改定案④より受益者負担分が増加する。計画最終年度の資金残高は20百万円となり、若干ではあるが改定案④より資金面では余裕がある。

種別：臨時用の追加の検討

【臨時用とは】

臨時用とは、水道工事や建物解体工事、アパート・マンション等の入居者入替のための清掃など一時的に使用する際に適用される料金体系のこと。

現在、北中城村においては、一般汚水での料金算定となり水道側と体系が異なる。一時使用という考え方にそぐわない算定方法となっているため、水道側と算定方法を統一する必要があると考えられる。

【県内における臨時用設定団体（1m³当たりの金額・税抜）】

本部町	： 超過料金100円
読谷村	： 基本料金1,150円(8m ³ まで) 超過料金115円
嘉手納町	： 超過料金55円
北谷町	： 超過料金100円
中城村	： 超過料金123円
西原町	： 超過料金102円
与那原町	： 超過料金135円

下水道使用料改定に係る答申内容

北中城村下水道事業においては、収益の柱である下水道使用料収入が下水道事業費用の3分の1未満にとどまり、一般会計からの繰入金によって経営を維持している状況にあります。

しかし、本来、下水道事業における汚水処理に要する経費については、地方公営企業法第17条の2に規定する経費の負担の原則に基づき、汚水を排出する使用者からの使用料により負担するべきものであるとされています。

財源の不足を税金により補填することは、下水道を使用していない住民もその経費を負担することになり、公平性に課題があるばかりではなく、一般会計を財源とする住民サービスに影響を与えることにもなりかねません。

このため、今後、一般会計からの繰入金を段階的に減らし、下水道事業運営の健全化を図る観点から、受益者負担の原則に基づき下水道使用料を引き上げることはやむを得ないものと判断しました。

（１）改定率

改定率について、複数の案を下水道事業経営と受益者負担の双方の観点から検討した結果、24.00%増が妥当と判断しました。

（２）改定時期

下水道事業運営の健全化を図る観点から早期の改定が必要と考えます。また、下水道使用料は、水道料金と合わせて請求・徴収している現況を鑑みると、水道料金と改定時期をずらした場合、住民にとっては改定の影響を一度に受けないことになるものの、二度の改定は住民に混乱やより一層の負担感を生じさせかねない恐れもあることから、水道料金の改定時期と合わせ令和８年１月分使用料より適用することが妥当と判断しました。

（３）使用料体系

水道の料金体系に合わせ新たに臨時用の種別を設けた上で、水道と同様に現行の料金体系を維持しつつ、公平性の観点から、基本使用水量を含む全水量区画に対して定率改定を行う使用料体系が妥当と判断しました。

答申を踏まえた下水道使用料の改定案について

料金表改定案（改定率 一律24.00%）

（税抜額）

種別	基本料金(1ヶ月につき)			超過料金（1㎡につき）		
	使用水量	現行料金	改定案	使用水量	現行料金	改定案
一般汚水	10㎡まで	450円	558円	11㎡から 30㎡まで	60円	74円
				31㎡から 50㎡まで	70円	87円
				51㎡から 100㎡まで	80円	99円
				101㎡から	90円	112円
浴場業汚水	1㎡につき				40円	50円
臨時用(新設)	1㎡につき				-	100円

家庭・事業者への影響

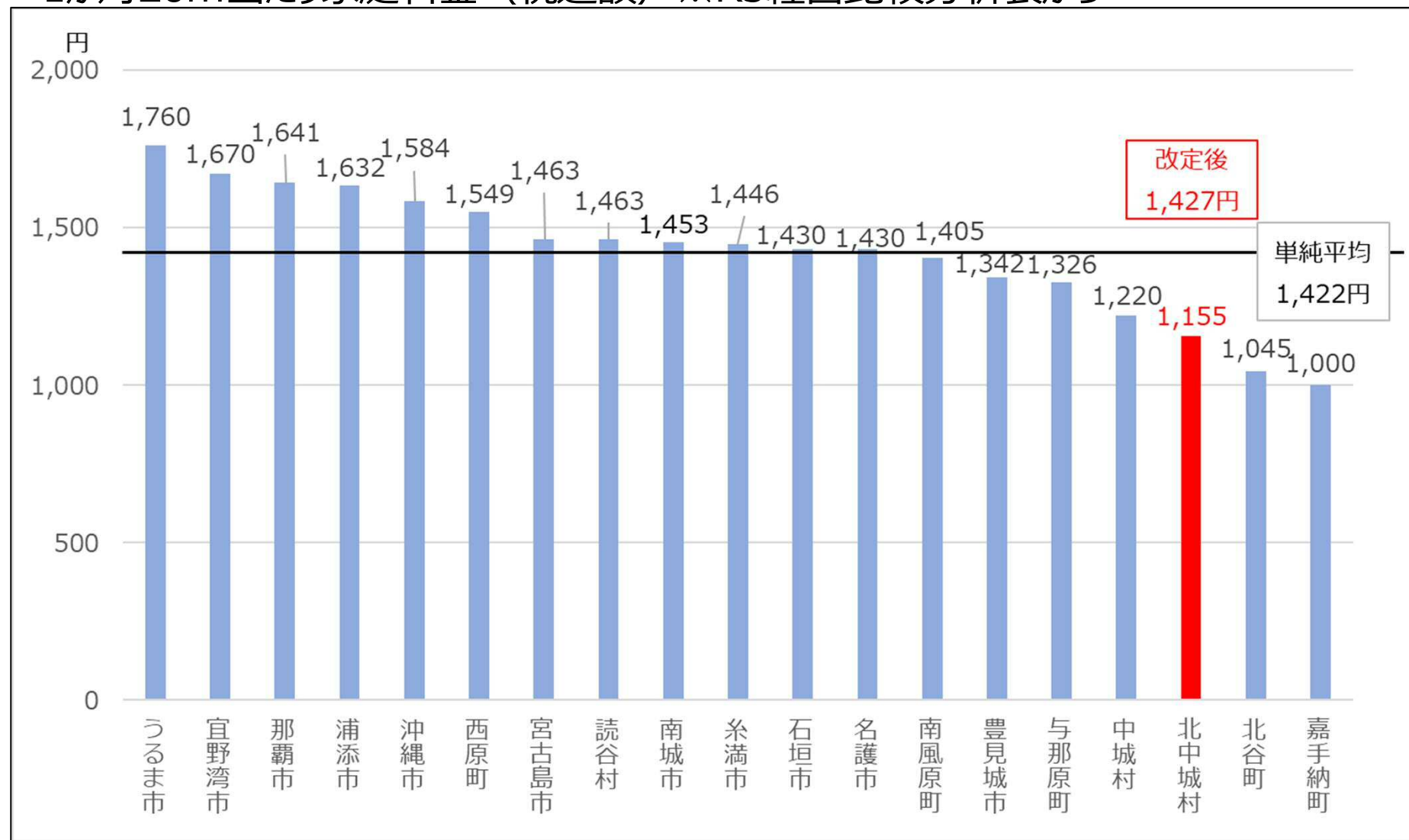
（税込額）

水量/月	現行料金	改定案		
		料金	増加額	増加率
8㎡（単身世帯）	495円	613円	118円	23.84%
10㎡（2人世帯）	495円	613円	118円	23.84%
15㎡（2～3人世帯）	825円	1,020円	195円	23.64%
20㎡（3～4人世帯）	1,155円	1,427円	272円	23.55%
30㎡（4～5人世帯）	1,815円	2,241円	426円	23.47%
40㎡（5～6人世帯）	2,585円	3,198円	613円	23.71%
500㎡（参考）	47,355円	58,880円	11,525円	24.34%

改定時期
 令和8年1月分
 下水道使用料から

下水道使用料の県内他団体比較(R6.3.31現行料金)

1か月20m³当たり家庭料金（税込額）※R5経営比較分析表から



県内他団体の下水道使用料改定状況 (1か月20m³家庭料金・税込)

項目	改定前	改定後
①那覇市	1,489円	令和5年6月～ 1,641円
②浦添市	1,632円	令和7年9月～ 1,997円
③名護市	1,430円	令和6年6月～ 1,705円
④糸満市	1,446円	令和7年10月～ 1,710円
⑤豊見城市	1,342円	令和6年4月～ 1,650円
⑥うるま市	1,760円	令和4年4月改定（改定前：1,485円）
⑦宮古島市	1,463円	審議会答申(2,288円)
⑧南風原町	1,405円	令和7年6月～ 1,618円

3 今後の取り組み

答申書における附帯意見（水道・下水道共通）

（１）経営改善努力について

上下水道料金等の改定のみ依存することなく、有収率や接続率の向上をはじめ、より一層の経営改善に努め、上下水道事業経営の安定化を図り、今後もよりよいサービスの提供に努めて頂きたい。

（２）住民への周知について

水道料金及び下水道使用料の改定は、住民生活や企業の経済活動に大きな影響を与えることから、改定の内容について、住民や企業の理解が得られるよう、広報誌やホームページなどを通して分かりやすい周知に努めて頂きたい。

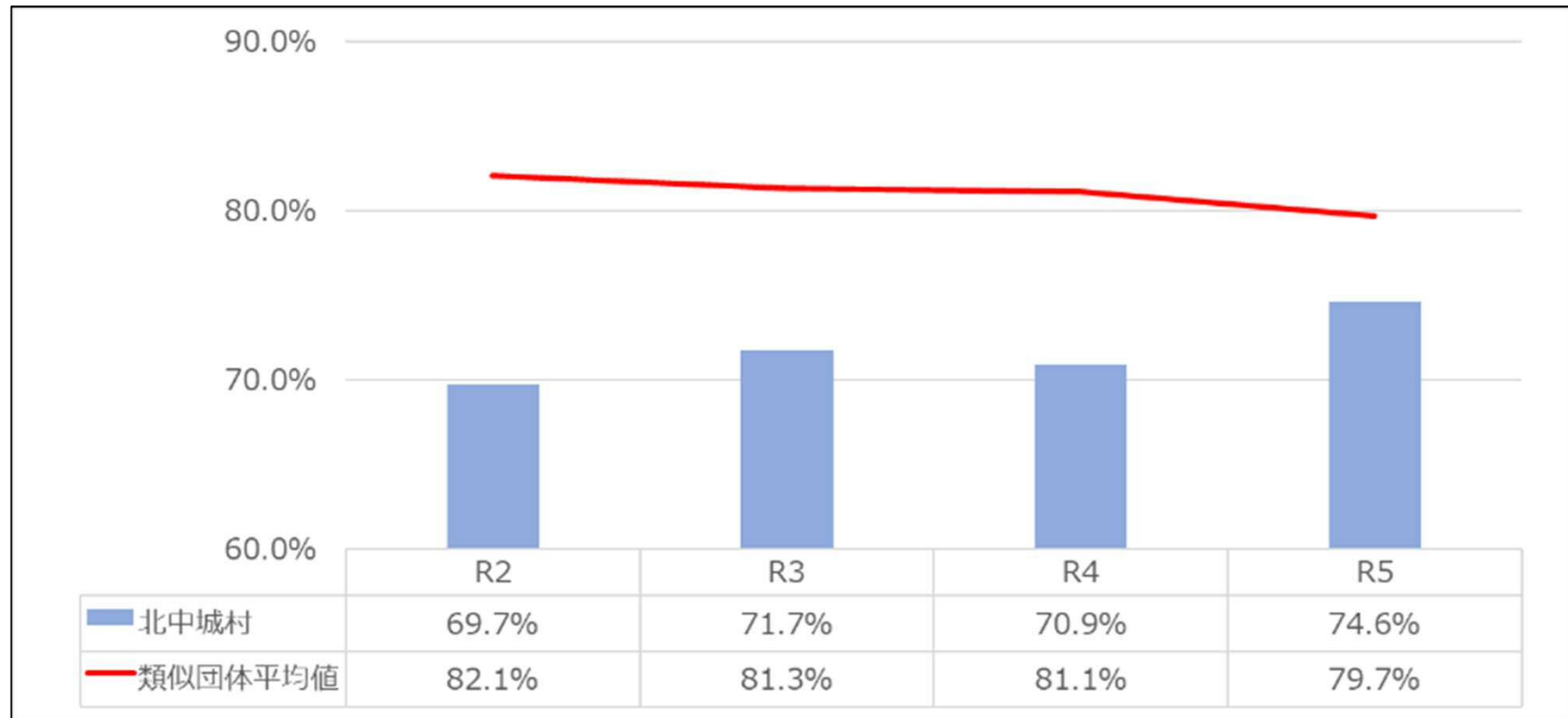
（３）定期的な改定の必要性の検証について

水道及び下水道は住民にとってなくてはならない極めて重要な公共サービスであるため、将来にわたって安全かつ安定的に当該サービスを提供し続けることができるよう、今後も定期的に改定の必要性の検証を行うよう努めていただきたい。

下水道事業における接続率の向上

接続率（水洗化率）とは、下水処理が開始されている処理区域内に居住している人口のうち、実際に下水道へ接続した人口の割合です。接続率が上昇すると収益（下水道使用料）が増加し、経営改善に寄与することとなります。

接続率の推移



接続率向上に向けての取組（下水道普及促進パンフレット）※イメージ

公共下水道供用開始のお知らせと接続願い

日頃より、北中城村公共事業へのご理解・ご協力まことにありがとうございます。北中城村では平成4年度より公共下水道事業を推進し、住民の方々の生活環境の向上に努めております。昨年度、みなさまがお住まいの地域で行っていた下水道工事が完了いたしました。工事中は大変ご迷惑をおかけいたしました。みなさまのご理解とご協力をもちまして無事完了することができました。ありがとうございました。

下水道の工事が完了し、ご利用が可能となった地域のみみなさまに下水道への接続をお願いしております。お住まいの周辺環境の改善、害虫や悪臭の減少、海や河川などの水質改善や浸水対策につながりますので、下水道への接続を検討していただきますようお願いいたします。

下水道接続について



下水道へ接続するには、排水設備の工事が必要です。各敷地内の排水設備の工事は個人（家主）負担になりますが、北中城村では無利子の「融資あっせん制度」や「補助金交付制度」を設けております。（裏面を参照）
また、下水道接続工事は衛生上とても大切な工事ですので、定められた基準に従って正しく施工されなければなりません。そのため、工事は村に登録されている指定工事店へ依頼してください。

下水道の役割

☆きれいな水辺をつくる

川、湖、海などをきれいにして、生態系を守ります。「汚水」を浄化して川や海などに戻すことで、水質を保全し水環境をよみがえらせる働きをしています。下水道の整備とともに汚れた川がきれいになり、本来の生態系が復活します。

☆街をキレイにする

汚水処理して快適で衛生的な生活が豊かになります。汚水は下水道管を流れ、下水処理場に集められ浄化されます。汚れた水が溢れず、蚊やハエなどの害虫や悪臭の発生が防げ、街が清潔に保たれます。

☆浸水から街を守る

雨った雨をすばやく排除して、浸水から街を守ります。雨は「雨水」として下水道管に入り、すみやかに川などに流されます。これは分岐式下水道という方式で、合流式下水道では、汚水と雨水と一緒に下水処理場まで運ばれ、ここで処理して川や海などに流されます。

◆◆◆ 下水道接続工事の補助金制度について ◆◆◆

北中城村では平成28年度より沖縄環境公共投資交付金を活用し、敷地内の排水設備工事にかかる費用の一部助成をしています。令和7年度 補助金申請期間：令和7年5月1日～令和7年12月26日

・補助対象工事

- 北中城村公共下水道の整備済み区域内の建物である。
- 令和7年5月1日以前に排水設備計画確認申請をし、承認されて行う工事である。
- 令和8年1月末日までに工事の完了検査を済ませる事が出来る工事である。
- 建物の新築工事ではない。
- 浄化槽又はくみ取り式便所等廃止して行う排水設備工事である。
- 現在、下水道未接続の世帯である。
- 建物・土地所有者または借主である。
（居住者は該当する建物所有者の同意を得ている方に限る）
- 申請者及びその属する世帯構成員が、村が徴収する各税金（国保・後期高齢者医療）と下水道料金を滞納していない。



・補助金額

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽またはくみ取り式便所等を設置している建物
補助対象工事費が5万円以上の場合 5万円	補助対象工事費が10万円以上の場合 10万円
補助対象工事費が5万円未満の場合 当該工事費の50%	補助対象工事費が10万円未満の場合 当該工事費の50%

（※注1：当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは切り捨てとなります）

◆◆◆ 無利子の融資あっせん制度について ◆◆◆

既設家屋の浄化槽や汲み取り便所等から、下水道への接続工事を行う方を対象とした制度です。

- 取扱金融機関：農協（北中城支店）・沖縄銀行（全店）
- 融資上限額：30万円
- 年齢制限：（農協）20歳～65歳（農協借入時の年齢が70歳までの方）（沖縄）制限なし
- 利率：北中城村が7年（※ただし、延滞利息は借入者の負担となります）
- 連帯保証人：一定の職業を有する方で、同居人以外の方が対象となります。

・返済方法について

- ・返済は融資を受けた月の翌々月から60ヶ月（5年）以内となります。
- ・返済の期限は融資の際、金融機関において定めませんが、償還金は元金償還を除き毎月の元金が5,000円以上のお支払いとなります。

・利率のお支払方法について

- ①借入には、毎月金融機関へ元金と利息をお支払いいただきます。
- ②年度内（4月分～翌年3月分）にお支払いいただいた利率の総額を一括して年度末（翌年3月）に北中城村から借入者へお振込みいたします。

※補助金や融資あっせん、その他下水道に関して不明な点や詳細等お聞きになりたい点がございましたら、お気軽にお問合せください。